

2018年8月21日

各 位

会社名 株式会社スターフライヤー
 代表者名 代表取締役社長執行役員 松石 禎己
 (コード番号：9206 東証第二部)
 問合せ先 取締役常務執行役員 柴田 隆
 (TEL 093-555-4500)

株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主優待運賃の有効期間の変更（延長）について決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更内容

航空券の有効期間を購入日の翌日から起算して1年間に変更したことに伴い、株主優待運賃の有効期間を延長します。

「株主優待番号ご案内書」券面に記載された有効期間かつ航空券の有効期間が、ご搭乗可能な期間となります。

現行		⇒	変更後	
基準日	有効期間 (ご搭乗可能期間)		基準日	有効期間 (ご搭乗可能期間)
3月31日	6月1日～11月30日		3月31日	6月1日～ <u>翌年5月31日</u>
9月30日	12月1日～翌年5月31日		9月30日	12月1日～ <u>翌年11月30日</u>

(注) 有効期間の変更につきましては、2018年9月30日を基準日とする株主優待運賃から実施いたします。2018年9月30日を基準日とする株主優待運賃の有効期間は、2018年12月1日から2019年11月30日までとなります。

2. その他

株主優待の配布基準・配布枚数に変更はございません。

株主優待制度の詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.starflyer.jp/starflyer/ir/shareholder-perks.html>

これからもお客様に満足いただけますよう、サービス向上に努めてまいります。

『感動のあるエアライン』スターフライヤーの翼で、快適な空の旅をお過ごしください。

以上